

京都大学大学院医学研究科と大阪医科薬科大学大学院薬学研究科
との間における特別研究学生交流に関する覚書

京都大学大学院医学研究科と大阪医科薬科大学大学院薬学研究科（以下「両研究科」という。）は、「京都大学と大阪医科薬科大学との間における特別研究学生交流に関する協定書」に基づく特別研究学生交流をこの覚書により実施するものとする。

1. 両大学大学院の特別研究学生交流は、両研究科の間で実施するものとし、対象学生は当該研究科に所属する大学院学生に限るものとする。
2. それぞれの研究科が教育上有益と認めたときは、大学院学生は相手大学の指導教員のもとで特別研究学生として、所要の研究指導を受けることができるものとする。
3. 特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要な事情があれば、期間の延長を申請することができる。
4. 両研究科は、この協定に基づき受け入れる特別研究学生の教育上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。
5. 両研究科は、特別研究学生が研究指導を受ける場合の災害事故への対応として、「学生教育研究災害傷害保険」等への加入を義務付けるものとする。
6. この覚書の有効期間は令和8年7月1日から5年間とし、両研究科の相互の承認により、更新または変更することができるものとする。
7. この覚書に定めのない事項又はこの覚書の実施にあたり疑義が生じたときは、両研究科協議のうえこれを定めるものとする。
8. この覚書は2通作成し、両者記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年 5 月 2 / 日

令和8年 5 月 28 日

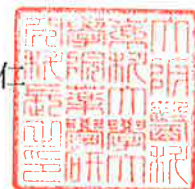
京都大学大学院医学研究科
研究科長

波多野 悦朗



大阪医科薬科大学大学院薬学研究科
研究科長

浦田 秀仁



京都大学大学院薬学研究科と大阪医科薬科大学大学院薬学研究科
との間における特別研究学生交流に関する覚書

京都大学大学院薬学研究科と大阪医科薬科大学大学院薬学研究科（以下「両研究科」という。）は、「京都大学と大阪医科薬科大学との間における特別研究学生交流に関する協定書」に基づく特別研究学生交流をこの覚書により実施するものとする。

1. 両大学大学院の特別研究学生交流は、両研究科の間で実施するものとし、対象学生は当該研究科に所属する大学院学生に限るものとする。
2. それぞれの研究科が教育上有益と認めたときは、大学院学生は相手大学の指導教員のもとで特別研究学生として、所要の研究指導を受けることができるものとする。
3. 特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要な事情があれば、期間の延長を申請することができる。
4. 両研究科は、この協定に基づき受け入れる特別研究学生の教育上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。
5. 両研究科は、特別研究学生が研究指導を受ける場合の災害事故への対応として、「学生教育研究災害傷害保険」等への加入を義務付けるものとする。
6. この覚書の有効期間は令和8年7月1日から5年間とし、両研究科の相互の承認により、更新又は変更することができるものとする。
7. この覚書に定めのない事項又はこの覚書の実施にあたり疑義が生じたときは、両研究科協議のうえこれを定めるものとする。
8. この覚書は2通作成し、両者記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年7月1日

令和8年7月1日

京都大学大学院
薬学研究科長

山下 富義



大阪医科薬科大学大学院
薬学研究科長

浦田 秀仁

